

# 年金 年金の相談は 「街角の年金相談センター熊本へ」

街角の年金相談センター熊本 ☎(206)2444

## 街角の年金相談センター熊本

所在地  
〒860-0806  
熊本市中央区花畑町4-1  
太陽生命熊本第2ビル3階

### 受付時間

【平日(月～金)】  
午前8時30分～午後5時15分  
【時間延長】  
週初の開所日  
午後5時15分～午後7時  
【週末相談】  
第2土曜日  
午前9時30分～午後4時  
【休業日】  
土曜、日曜、祝祭日、年末年始

### 主な相談内容

社会保険労務士が対面による年金相談を行います。  
・厚生年金・国民年金の受給相談、年金見込額の試算  
・厚生年金・国民年金の請求手続き  
・源泉徴収票・支払通知書・年金証書などの再交付

・「ねんきん定期便」などの年金記録についての相談

### 持参するもの

相談するときは、年金証書や年金手帳、運転免許証、被保険者証など、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。  
・本人以外の人が相談するときは、本人からの「委任状」やお越しになる人の身分証明書(運転免許証など)を必ずご持参ください。



街角の年金相談センター熊本 (太陽生命熊本第2ビル3階)  
※車でお越しの際は「熊本市辛島公園地下駐車場」をご利用いただき、相談の際に「駐車場の利用」をお申し出ください。

# 男女共同 支え合い ともに歩む 幸せのみち

総務課 男女共同参画推進係 ☎(232)5536



菊陽町男女共同参画社会推進懇話会委員  
岩根 祐美子さん

男女共同参画都市宣言をしてから、ちょうど1年が過ぎました。  
1. わたしたちは、男女がお互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまちをつくりたい。  
1. わたしたちは、社会のあらゆる分野において、男女が平等に参画できるまちをつくりたい。

1. わたしたちは、家庭・地域・職場で、男女が対等なパートナーとして、ともに幸せを実感できる社会をつくりたい。

あらためて、宣言文を読み返してみると、どの文もなるほどと感銘を受けました。  
私としては、なぜ今、男女共同参画が必要なのか不思議に思ったこともありますが、先輩方に聞いてみますと、以前は職場で同じように仕事を

しても、男性のみが昇給、役職も上がっていったそうです。頑張れば頑張るだけ悔しい思いをしていたのでしょう。まだ、そのような差別が残っているかもしれません。

家庭・職場において、差別があるのなら、直ちに是正しなければいけないと思います。私たちは皆、幸せに向かって進みたいと思っています。幸せは人それぞれであり、その感じ方も、求め方も、進め方も千差万別です。男女の区別は確かにあります。性差があつてこそ私たちの世界です。男女が支え合い、ともに歩み、自分がじぶんらしく生き、そして一人一人の努力が正しく報われることが、菊陽町の男女共同参画の目標であり、私たちの幸せのみちといえるのだと感じています。

## 平成25・26年度の小規模工事等契約希望者を募集します

この制度は、菊陽町建設工事の入札参加資格(指名願の登録)の申請を行っていない事業者を対象として、町が発注する小規模の工事や修繕などの受注・施工を希望する事業者を登録することにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的としています。

### ■対象の工事など

対象の小規模工事などは、その内容が軽易であり、かつ、履行の確保が比較的容易なもので、一件当たりの予定価格が50万円以下の工事や修繕です。

### ■登録できる業種

登録できる業種は全23業種のうち3業種まで  
(例)大工工事、左官工事、電気工事、管工事、ガラス工事、防水工事、内装工事、造園工事、建具工事など

### ■登録できる事業者

・菊陽町内に本店または本社の法人登記がある法人事業者  
・菊陽町内に住民登録がある代表者が経営する菊陽町内の個人事業者

### ■有効期限

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間

### ■申請に必要な書類(提出書類)

- ・小規模工事等契約希望者登録申請書
- ・(法人事業者の場合)登記事項証明書(登記簿謄本)の写し(個人事業者の場合)住民票の写し
- ・希望する業種の施工に必要な資格・免許などの写し
- ・町税などに係る滞納のない証明書
- ・相手方登録(変更)申請書(振込口座の申請書)
- ・納税状況調査承諾書

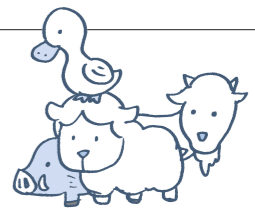
### ■受付期間

3月1日(金)～3月22日(金) 午前9時～午後5時  
※土日祝祭日を除く。

### ■提出先・問い合わせ

※詳細は、菊陽町ホームページをご覧ください。  
〒869-1192(住所不要)  
菊陽町役場 財政課 管財係 ☎(232)2111

## めん羊・山羊・いのしし・鶏などの飼養者は 種類・羽数などの定期報告が必要になりました



口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、家畜伝染病予防法が改正され、平成23年4月4日に公布、10月1日から完全施行されました。この改正により、家畜・家きんの所有者は、飼養状況と衛生管理の状況を、毎年1回県へ報告することが義務付けられました。

また、後述の小規模飼養者も同様に毎年1回の報告が必要となりました。毎年2月1日時点の種類と羽数を定期報告書に記入し、菊陽町農政課に持参するか、熊本県城北家畜保健衛生所までファックスしてください。報告は平成25年3月までをお願いします。

小規模飼養者とは、次の頭数・羽数の家畜の所有者をいいます。

- ①牛・水牛・馬の場合  
…1頭以下(平成24年に定期報告をしていない人のみ)
- ②鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合  
…6頭未満
- ③鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合  
…100羽未満
- ④だちょうの場合  
…10羽未満

※上記の頭数以上の家畜の所有者には、熊本県城北家畜保健衛生所から報告様式が送付されますので、速やかに報告してください。ハトやインコなどの報告は必要ありません。

### ■問い合わせ

熊本県城北家畜保健衛生所 ☎0968(46)2075  
FAX0968(46)3332

※定期報告書の様式は熊本県城北家畜保健衛生所ホームページに掲載しています。